

令和7年度 小・中学校等学校支援計画

隠岐教育事務所

1 目 的

学習指導要領、しまね教育振興ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、しまねの学力育成推進プラン、各町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を通して学校の教育活動を支援する。

2 助言・指導を行う事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること

3 種 類

I 学校組織体制への支援

目的：生徒指導、特別支援教育等、組織的な取組の推進役を担う担当者への支援を通して、各学校の教育活動やO J Tの充実に資する。

- A 生徒指導に係る学校組織体制への支援
- B 特別支援教育に係る学校組織体制への支援

II 学校・教育団体等からの申請に応じた支援

目的：学校・教育団体等の申請に基づき、教科等及び特定の教育分野（生徒指導、特別支援教育、人権教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育等）における指導力の向上及び研究発表会、指定校事業等に係る支援を行い、学校・教育団体等の取組の推進・充実に資する。

- C 授業づくり等に係る支援
- D 生徒指導に係る支援
- E 特別支援教育に係る支援

4 内容と留意事項

I 学校組織体制への支援

A 生徒指導に係る学校組織体制への支援	
目 的	学校の生徒指導体制と取組を聞き取るとともに、授業参観等を通して児童生徒の状況を把握し、生徒指導の推進・充実に資する助言・指導を行う。
回 数	年 2 回
内 容 ・ 方 法	① 今年度の生徒指導体制を聞き取ることが目的とし、生徒指導主任・主事や教育相談コーディネーターと面談。管理職との事前・事後面談。 （あわせて1時間30分）教育委員会や学校から要請があった場合は授業参観も行う。 ② 全学級の授業参観を通して児童生徒の状況を把握することを目的とし、授業参観後、生徒指導主任・主事との面談。管理職との事後面談。
備 考	・ 訪問に合わせてDの研修を行うこともできる。 ・ 原則として、事務所生徒指導専任主事と派遣指導主事が担当する。

B 特別支援教育に係る学校組織体制への支援

目 的	個別の教育支援計画・個別の指導計画を基に、特別支援教育に係る実態や要望を把握し、特別支援教育の推進・充実に資する指導・助言を行う。
-----	---

B-1:計画訪問

趣 旨	個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき、障がいのある児童生徒の実態及び教育的ニーズを把握し、自立と社会参加へ向けた特別支援教育の推進、充実に努めると共に、自立活動に関する理解と、指導・支援の充実に努める。
回 数	年 2 回（1，2 学期に 1 回ずつ実施）

内 容 ・ 方 法	① 管理職との面談（３０分程度） ② 授業参観 →特別支援学級（各教科、自立活動、合わせた指導の様子） →通級指導教室（巡回指導を含めた、自立活動の指導の様子） →通常の学級（ユニバーサルデザインに視点をおいた授業作りや、特別な支援を必要とする児童生徒への指導支援の様子） ③ 特別支援教育コーディネーター、担任等との面談（１時間程度） ④ 通級による指導担当者との面談（１時間程度）
備 考	・訪問日の調整用紙は、各町村派遣指導主事が配布する。 ・訪問日は、事務所指導主事が調整し、決定する。 ・第２回については、学校が希望した担当者（指導主事、専任教員、センター的機能担当：複数選択可）が訪問する。 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の提示を依頼し、面談を行う。 ・特別支援学級を新設した学校には、年度初めに別途訪問する。 （５月１２日～５月２３日で日程調整をします） ・下記Ｂ-２授業研究協議指定対象校については、２学期の計画訪問をこれに兼ねることができる。

B-2:授業研究協議

趣 旨	自立活動についての理解を深め、さらなる指導の充実を図ると共に、特別支援教育の推進を図る。	
対 象	令和6年度から3カ年の指定校（下記別表参照）及び希望する学校	
	【別表】	
	令和6年度	海士小、西ノ島小、北小、都万小、西郷中、五箇中
	令和7年度	福井小、知夫小、中条小、五箇小、海士中、西郷南中
	令和8年度	有木小、磯小、西郷小、西ノ島中、知夫中、都万中
回 数	原則として2学期中に1回	
内 容	① 特別支援学級、通級指導教室（巡回指導を含む）通常の学級の内、1学級の授業公開及び授業研究協議（原則、全教員参加による） ② 自立活動の指導についての研修（原則、全教員参加による） ①、②のうち、いずれかを実施	
備 考	・訪問日は、各学校の希望日を優先し、事務所指導主事が調整し、決定する。時間設定などについては各校の特別支援教育コーディネーターと協議の上、決定する。 ・授業公開・協議は、略案又は密案をもって行う。経験研等と兼ねる場合は、経験研指定の様式による。 ・管内における他の特別支援学級担当者の参加を呼びかけることも可能 ・希望により、対象校以外の学校も実施可能。	

B-3:管内特別支援学級新任担当教員・通級指導教室担当研修

趣 旨	・今年度新たに特別支援学級・通級指導教室を担当する教員において特別の教育課程に基づいた学習指導、学級経営・教室経営などの基礎的な知識を学び、日々の実践に生かす。
対 象	・初めて特別支援学級を担当又は通級指導教室を担当する小・中学校の教員 ・希望する者
回 数	・年2回実施する。 第1回 会場：隠岐合同庁舎別館1階会議室 期日：4/11（金） 第2回 会場：島前集合庁舎第1、2会議室 期日：2/13（金）
内 容	・学級経営・教室環境・授業作り、個別の指導計画の作成及び活用・評価、自立活動の指導と評価、引き継ぎ、子どもの実態に応じた指導・支援のあり方など
備 考	・実施の約3週間前に実施要項を各校へ送付するので確認してください。

B-4:特別支援教育コーディネーター研修

趣 旨	・今年度特別支援教育コーディネーターを担当する教員において、特別支援教育コーディネーターの役割や業務等について学び、校内の特別支援教育の推進に生かす。
対 象	・今年度特別支援教育コーディネーターの指名を受けた教員 ・希望する者
回 数	・年1回実施する。 会場：隠岐合同庁舎 期日：7/4（金）
内 容	・特別支援教育コーディネーターの役割と具体的な業務、校内連携の推進、関係機関との連携の推進など
備 考	・実施の約3週間前に実施要項を各校へ送付するので確認してください。

Ⅱ 学校・教育団体等からの申請に応じた支援

C 授業づくり等に係る支援	
目 的	・授業づくりの事前協議や学校訪問を通し、各学校の授業改善、学力育成、校内研究の推進に係る主体的・自主的な取組を支援する。 ・教育研究団体との連携を通し、教科等の指導力向上や教育研究の推進・充実のための取組を支援する。
対 象	・希望する学校 ・希望する教育研究団体（隠岐教研の教科部会や専門部会、町村学力育成委員会等）
内 容	① 下記〈支援の具体例〉を参考にして、要請に応じた内容・回数で行う。 ② 管理職との面談（20分程度） ＜支援の具体例＞ ① 研究主任等支援 ・校内研究の計画や進め方に係る助言・指導 ・授業研究のもち方（視点や協議の方法等）に係る助言・指導 ・研究発表会、指定事業等の学校の実態や要望に応じた助言・指導 ② 授業研究支援 ・研究授業、授業研究に係る助言・指導 ・指導案作成に係る助言・指導 ③ 研修支援 ・校内研修の企画、実施に関する助言・指導 ・各種研修会における助言・指導 ④ 若手教員支援 ・講師及び経験年数の浅い教諭の授業力向上に関する助言・指導 ⑤ フォローアップ研修対象者・経験者（6年目・中堅教職員）研修対象者支援 ・課題研究に係る助言・指導 ・指導案作成に係る助言・指導 ・研究授業、授業研究に係る助言・指導
手続き等	希望する各校及び各教育団体の手続き ① 電話で相談する。 ② 各校または各教育団体の担当者と指導主事で日程を調整する。 ③ 確定後は、書面（様式自由）で各教育委員会まで速やかに申請する。
備 考	・原則として、事務所指導主事と派遣指導主事が担当する。 ・必要に応じて、可能な範囲で教育センター及び本庁各課の指導主事の協力を得る。

※ 研究団体が、隠岐教育事務所以外の指導主事を招聘する場合の手続きについては、教育事務所までお問合せ下さい。

D 生徒指導に係る支援

目 的	・各学校の生徒指導の推進・充実に係る主体的・自主的な取組を支援する。 ・教育研究団体との連携を通し、教育研究の推進・充実のための取組を支援する。
対 象	・希望する学校（校内の一部の教職員、複数校の教職員でも可） ・希望する教育研究団体 ・希望する町村教育委員会
内 容	① 下記〈支援の具体例、研修内容例〉を参考にして、要請に応じた内容・回数で行う。 ② 管理職との面談（３０分程度） ＜支援の具体例＞ ① <u>生徒指導主任・主事等支援</u> ・生徒指導体制に係る助言・指導 ・ケース会議の運営に係る助言・指導 ② <u>研修支援</u> ・校内研修の企画、実施に関する助言・指導 ・各種研修会における助言・指導 ③ <u>若手教員支援</u> ・講師及び経験年数の浅い教諭の学級経営に関する助言・指導 ・講師及び経験年数の浅い教諭の生徒指導に視点を置いた授業づくりに関する助言・指導 ④ <u>教育相談コーディネーター支援</u> ・相談窓口や関係機関との連携に関する助言・指導 ・教育相談コーディネーターの役割に関する助言・指導 ・ケース会議の運営に係る助言・指導 ＜研修の内容例＞ ・学級経営について ・アンケートＱＵの活用について ・生徒指導上の４つの視点を生かした授業づくり ・不登校児童生徒の支援について ・いじめの認知について ・教育相談の活用について ・ケース会議の持ち方 ・情報モラル教育について ※ 上記の例に限らず、要請に応じた研修を行う。
手続き等	希望する各校及び各教育団体の手続き ① 電話で申し込む。 ② 各校または各教育団体の担当者と指導主事で日程を調整する。 ③ 確定後は、書面（様式自由）で各教育委員会まで速やかに申請する。
備 考	・年度途中の訪問申請にも応じる。 ・原則として、事務所指導主事と派遣指導主事が担当する。相談内容によっては、特別支援教育担当指導主事も合わせて担当する。

E 特別支援教育に係る支援	
目 的	・学校訪問を通し、各学校の特別支援教育の推進・充実に係る主体的・自主的な取組を支援する。 ・教育研究団体との連携を通し、教育研究の推進・充実のための取組を支援する。
対 象	・希望する学校 ・希望する教育研究団体（隠岐教研の専門部会等）
内 容	① 下記〈支援の具体例〉を参考にして、要請に応じた内容・回数で行う。 ② 管理職との面談（３０分程度） ＜支援の具体例＞ ① 特別支援教育コーディネーター等支援 ・校内支援体制に係る助言・指導 ・校内支援委員会の運営に係る助言・指導 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に係る助言・指導 ・特別支援学級及び通級指導教室の教育課程の編成・実施・評価に関する助言・指導 ② 研修支援 ・校内研修（例：「自立活動に関する研修」「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」）の企画、実施に関する助言・指導 ・各種研修会における助言・指導 ③ 授業作り支援 ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに関する助言・指導 ④ 特別支援学級・通級指導教室新任担当者支援 ・授業づくりに関する助言・指導
手続き等	<u>希望する各校及び各教育団体の手続き</u> ① 電話で、各町村派遣指導主事に申し込む。 ② ①を基に各校及び各教育団体の担当者と各町村派遣指導主事、特別支援担当指導主事とで日程を調整する。 ③ 確定後は、書面（様式自由）で各教育委員会まで速やかに申請する。
備 考	・年度途中の訪問申請にも応じる。 ・原則として、事務所指導主事、特別支援教育支援専任教員と派遣指導主事が担当する。相談内容によっては、授業作り担当指導主事又は、生徒指導担当指導主事も合わせて担当する。

※特別支援教育支援専任教員は、必要に応じ、上記とは別途に相談・訪問等を行います。別添資料を参考にしてください。

5 指導主事の担当等

職名	名前	担 当
指導主事（兼） 調整監	新谷 慎太郎	学校運営 等
指導主事	濱田 貴士	初任者研修 経験者研修 新任講師等研修 等
指導主事	広兼 香苗	特別支援教育 福祉教育 等
指導主事（兼） 生徒指導専任主事	池田 里恵	生徒指導 キャリア教育 人権教育 等
指導主事（兼） 特別支援教育 支援専任教員	奥谷 雅也	相談内容 通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関すること（別添資料②参照） まずは、電話でご相談ください。（08512-2-9775）
派遣指導主事 隠岐の島町	永島 好喜	学校教育全般
派遣指導主事 海士町	福山 貴司	学校教育全般
派遣指導主事 西ノ島町	中山 小夜	学校教育全般
派遣指導主事 知夫村	塚本 潔	学校教育全般

○事務所社会教育主事、各町村派遣社会教育主事による支援も要望に応じて行う。

○他教育事務所、教育センター及び本庁各課の指導主事等による支援も要望に応じて行う。

6 その他

- （１）初任者研修に係る学校訪問指導は、島根県初任者研修実施要項（青表紙本）に基づき別途実施します。年２回の学校訪問を実施します。
- （２）特新担サポート訪問についての学校訪問は、学校訪問指導等実施要項（島根県教育委員会）に基づき別途実施します。
- （３）学校支援計画について不明な点があれば、下記へお問い合わせください。

隠岐教育事務所 学校教育スタッフ 濱田 貴士 TEL 08512-2-9778
